

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：愛媛県

農業委員会名：宇和島市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 2,566 |
| 自給的農家数 | 724 |
| 販売農家数 | 1,866 |
| 主業農家数 | 656 |
| 準主業農家数 | 182 |
| 副業的農家数 | 1,028 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 4,274 |
| 女性 | 1,828 |
| 40代以下 | 246 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 430 |
| 基本構想水準到達者 | 144 |
| 認定新規就農者 | 49 |
| 農業参入法人 | 29 |
| 集落営農経営 | 12 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 12 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 1,210 | 3,570 | — | — | — | 4,780 |
| 経営耕地面積 | 829 | 1,960 | 119 | 1,841 | — | 2,789 |
| 遊休農地面積 | 5.8 | 8.5 | 2.2 | 6.3 | — | 14.3 |
| 農地台帳面積 | 1,430 | 5,072 | 2,610 | 2,462 | 11 | 6,502 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条
第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和5年10月31日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 24 | 24 |
| 認定農業者 | — | 13 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 2 |
| 40代以下 | — | 2 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 23 | 23 | 4 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|--|-----------|--------|
| | 4,780 ha | 1,062 ha | 22.2 % |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散さく圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 1,530 ha (うち新規集積面積 468 ha) |
| | 目標設定の考え方:「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を踏まえ、農地中間管理事業を活用、また、農地の利用調整・利用権の設定を推進し当該目標の達成を目指す必要がある。 |
| 活動計画 | 7月、円滑な権利移動ができるよう、「農業委員会だより」を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 年間を通して、農業委員・農地利用最適化推進委員や農業者・関係機関等の情報をもとに担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を実施する。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
|---------|--------------------|-------------------|-------------------|
| | 12 経営体 | 12 経営体 | 11 経営体 |
| 課 題 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 13.9 ha | 9.8 ha | 9.3 ha |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| 参入目標数 | 5 経営体 | 参入目標面積 | 4.7 ha |
|-------|--|--------|--------|
| 活動計画 | 農業委員・農地利用最適化推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行い、関係機関と連携し認定の推進活動を実施する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| | 4,780 ha | 14.3 ha | 0.29 % |
| 課 題 | 農業従事者の減少、高齢化が急速に進む中、荒廃の進んだ遊休農地の新たな耕作者を確保することは非常に難しい状況にあり、遊休農地の解消は困難を極めている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 遊休農地の解消面積 | | | |
|-----------|--|--|-------------|--|
| | 1.0 ha | | | |
| 活動計画 | 目標設定の考え方:積極的な非農地判定により荒廃の進んだ農地の非農地化を進めると共に、農地所有者への指導、啓蒙活動等により遊休農地解消を図る。 | | | |
| | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 130人 | 7月～8月 | 8月～11月 | |
| 農地の利用状況調査 | 調査方法 | 1. 管内全域を担当農業委員・農地利用最適化推進委員毎の区域に区切り、巡回調査を実施する。 2. 遊休農地を発見した場合、当該農地の状況を調査し、記録する。 3. 周辺農地・農業に及ぼす影響も勘案しつつ所有者への指導、非農地判断を行う。 | | |
| | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| 農地の利用意向調査 | 8月～11月 | 8月～11月 | | |
| その他 | 農地パトロールの実施について、HP・農業委員会だよりに掲載 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|-------------------|------------------------------|-----------|
| | 4,780 ha | 0.1 ha |
| 課 題 | 農地転用制度の周知徹底と違反転用の早期発見が必要である。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | ○違反転用のは是正指導 違反転用者に対し、違反のは是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施し、追認許可に向け指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 7月 「農業委員会だより」で違反転用防止を周知する。 7月～8月 市全域で農地パトロールを実施する。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入